

## ○胎内市移住支援金交付要綱

令和元年 5 月 17 日

告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、胎内市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う胎内市移住・就業等支援事業に関して、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第 1 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付金額)

第 2 条 移住支援金の交付金額は、申請時において次条第 1 項の要件を満たす者の申請に基づき、2 人以上の世帯（以下「複数人世帯」という。）の場合にあつては最大100万円、単身の世帯（以下「単身世帯」という。）の場合にあつては最大60万円とする。ただし、複数人世帯の場合であつても次条第 2 項の要件を満たさないときは、単身世帯とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、申請時において18歳未満の世帯員を帯同して移住している場合は、18歳未満の者 1 人につき100万円を加算する。

3 移住支援金は、胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱（平成30年告示第42号）第 2 条第 8 号に規定するはたらく支援事業に係る補助金又は胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱（令和 6 年告示第54号）に基づく子育て世帯移住支援金と重複して受けることはできない。

(対象者要件)

第 3 条 移住支援金の対象者は、第 1 号に掲げる要件に該当し、かつ、第 2 号から第 5 号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3

年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア)胎内市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ)胎内市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア)国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であつて、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対し公表された後に、胎内市に住民票を移して転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)をしたこと。

(イ)移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後1年以内であること。

(ウ)移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上、胎内市に継続して居住する意思を有していること。

(エ)同一世帯で胎内市子育て世帯移住支援金交付要綱に基づく子育て世帯移住支援金を受給した者がいないこと。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア)胎内市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ)日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、

定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他新潟県又は胎内市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア イに掲げる者以外に該当する場合に関する要件として、次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人等(以下「移住支援金対象法人等」という。)であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職を務めている移住支援金対象法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。

(オ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 移住支援金対象法人に、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合に関する要件として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年12月20日閣議決定)において盛り込まれた地域人材支援戦略パッケージの一環であるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した者で、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 就業先において、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、胎内市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号、4農振第2457号、国総政第31号、環循適発第2301251号））（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 胎内市や胎内市の地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）

に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 胎内市に転入する前に、胎内市が設置するたいないサポーターズクラブに登録していること。

イ 胎内市に転入する日前2年以内に、胎内市が実施する移住体験ツアーに参加した経験を有すること、又は移住体験住宅（胎内市お試し移住体験制度実施要綱（平成29年告示第102号）第2条に規定する移住体験住宅をいう。）の利用経験を有すること。

(5) 起業に関する要件として、県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

2 前項に規定するもののほか、複数人世帯の申請の場合には、複数人世帯に関する要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住支援金の交付を申請する者（以下「移住支援金申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(3) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から新潟県への本事業

に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対し公表された後に、胎内市に転入したこと。

(4) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後1年以内であること。

(5) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を希望する者は、胎内市移住支援金交付申請書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに胎内市移住支援金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)を当該申請者に交付し、移住支援金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金を交付することが不適当であると認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 移住支援金申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、胎内市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者(以下「移住支援金受給者」という。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおり移住支援金の全

額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等その対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして胎内市が新潟県と協議して認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合 全額

(2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合 全額

(3) 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合 半額

(交付申請及び返還に係る情報提供)

第9条 胎内市は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を速やかに新潟県に提供するものとする。

(1) 第4条に規定する交付申請があったとき 当該移住支援金の交付申請に関する情報及び当該移住支援金受給者の就業先に関する情報

(2) 前条に規定する返還請求を行うとき 当該移住支援金返還対象者に関する情報  
(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、胎内市が新潟県と協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年5月17日から施行する。

附 則 (令和2年2月6日告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月6日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条第1項第1号アの規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日以後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年5月6日告示第86号)

この告示は、令和3年5月6日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年1月31日告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和5年3月17日告示第29号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月17日告示第33号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第54号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者については、なお従前の例による。



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）胎内市長

胎内市移住支援金交付申請書

胎内市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。  
 なお、市の担当部局が申請内容確認のために、市が保有する私の住民登録情報を閲覧することに同意します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯区分	単身世帯		複数人世帯		複数人世帯の場合は、同時に移住した世帯員の数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	就業		就業（専門人材）		上記家族の人数のうち、18歳未満の方の人数	人
	テレワーク		関係人口		起業	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、胎内市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請者を含む世帯員全てが、胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 胎内市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱第2条第8号に規定するはたらく支援事業補助金との重複申請について	A. 該当しない	B. 該当する

※ 各種確認事項のB. に該当する場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 移住元（転入前）の住所

住所	〒	
----	---	--

(裏面)

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他( )

※添付書類

【必ず必要な書類】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙(誓約事項、個人情報の取扱い)
- ③移住元の住民票除票の写し(複数人世帯の場合の移住支援金の交付を申請する場合は、世帯員分を含む。)
- ④振込先が確認できる預金通帳の写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

<雇用される者として東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。以下同じ。)から東京23区に通勤していた場合>

- ⑤東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

※就業証明書等の提出ができない場合にあっては、法定の退職証明書又は離職票でも可  
<法人経営者又は個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑥開業届出済証明書等(移住元の在勤地、在勤期間を確認できる書類)

<東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合>

- ⑦卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ⑧東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

※就業証明書等の提出ができない場合にあっては、法定の退職証明書又は離職票でも可  
<要件を満たす就業をした場合>

- ⑨就業先企業等の就業証明書(様式第2号(その1))

<要件を満たす起業をした場合>

- ⑩起業支援金の交付決定通知書の写し

<テレワークの要件に該当する場合>

- ⑪所属先企業等の就業証明書(様式第2号(その2))

<関係人口の要件に該当する場合>

- ⑫関係人口であることを証する書類等

<複数人世帯である場合>

⑬転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類

管理コード(新潟県及び胎内市使用欄)	
--------------------	--

別紙

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び胎内市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、胎内市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに胎内市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請等を行っていた場合：全額
  - (2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合：全額
  - (3) 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合：半額  
(就業の場合)
  - (5) 胎内市移住支援金交付要綱第3条第1条第2号に掲げる要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額

---

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び胎内市は、移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び胎内市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業等支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号(第4条関係)  
(その1)

年 月 日

(あて先)胎内市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



就業証明書(移住支援金の申請書)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び胎内市の求めに応じて、新潟県及び胎内市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号(第4条関係)  
(その2)  
(テレワーク)

年 月 日

(あて先)胎内市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等を含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び胎内市の求めに応じて、新潟県及び胎内市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

胎内市長

胎内市移住支援金交付決定通知書

胎内市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 胎内市は、胎内市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - 虚偽の申請等を行っていた場合：全額
  - 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合：全額
  - 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合：半額（就業の場合）
  - 胎内市移住支援金交付要綱第3条第1項第2号の要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
- 胎内市は、胎内市補助金等交付規則第23条の規定に基づき、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項

の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める移住支援金の返還請求を行う場合があります。

3 住宅金融支援機構が実施しているフラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は、フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から起算して5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）胎内市長

住所  
氏名

胎内市移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日付で通知のあった交付決定通知書について、紛失等したので再交付を申請します。

記

紛失等の内容	
--------	--



様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)